

# 1部 総 論



## 第1章 環境首都とくしまの実現に向けた取り組み

### 第1節 環境首都とくしま・未来創造憲章

本県では、平成25年12月に策定した「第2次徳島県環境基本計画」の方向性の一つである「ライフスタイルの転換」の推進に向け、取り組みのコンセプトや目標を県民、事業者、民間団体等と共有し、各主体が取り組む自主的な環境保全・創造活動を推進するため、平成27年1月に新たな「環境首都とくしま・未来創造憲章」を制定しました。

憲章は、大きく分けて、「前文」、「本文」、「キッズバージョン」で構成されています。「前文」では、憲章制定の理念等を表し、「未来の世代に贈るメッセージ」としています。「本文」では、県民のみなさんに日常生活の様々な場面で環境行動へつなげていただくため、基本的な行動別にまとめた23の行動指針を示しています。そして、「キッズバージョン」では、子どもたちも分かりやすく取り組みやすい項目を各項目の頭文字をとって「きみもさんかして」と呼びかける形にしています。

#### ～未来の皆さんへ贈る私たちからのメッセージ～

未来を生きる皆さんに、徳島の美しく恵み豊かな環境は、受け継がれているでしょうか。

21世紀初めを生きる私たちは、地球温暖化や生態系の破壊、ごみの問題など、様々な環境問題に直面しています。

一つひとつの問題は複雑で、一人の力だけでは解決できないかもしれませんが、県民みんなの力を合わせてねばり強く、立ち向かっていく決意です。

守り伝えるべきものと変えていくべきもの。それぞれをしっかりと見極め、恵み豊かな環境を“郷土の宝”として継承するとともに新たな価値を創造するための行動を、この憲章に定め、実行していきます。

私たちは、徳島の豊かな環境の継承と新たな価値の創造に向け、日々の営みの中で、次のことを守り、行動します。	
◎ 買 う	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な物だけを購入し、買い換える前には、活用できないかももう一度考えてみましょう。</li> <li>家電を購入するときはLED照明などの省エネ機器を選びましょう。</li> <li>マイバッグを持参し、レジ袋を断りましょう。</li> </ul>
◎ 使 う	<ul style="list-style-type: none"> <li>こまめな電源オフや使わない電気製品のプラグを抜くなど、節電に努めましょう。</li> <li>無理のない範囲で冷暖房は適温（冷房：28℃、暖房：20℃）を心がけましょう。</li> <li>洗剤を適正量使うなど環境に配慮して、川や海を汚さないようにしましょう。</li> <li>洗面や食器洗いなどで水の出しっぱなしをせず、節水に努めましょう。</li> </ul>
◎ 食 べ る	<ul style="list-style-type: none"> <li>徳島の旬の食材を使った料理を楽しみましょう。</li> <li>食物の恵みに感謝し、食材を無駄なく使い、食べ残しはやめましょう。</li> <li>マイ箸、マイボトル、マイカップなどを利用し、使い捨てをやめましょう。</li> </ul>
◎ 捨 て る	<ul style="list-style-type: none"> <li>ポイ捨てや、不法な投棄・焼却は絶対にやめましょう。</li> <li>ごみはきちんと分別し、リサイクルを進めましょう。</li> </ul>
◎ 親 し む	<ul style="list-style-type: none"> <li>エコツーリズムなどの自然体験型プログラムに積極的に参加しましょう。</li> <li>ペットは最後まで責任を持って飼い、捨てることは絶対にやめましょう。</li> <li>身近な緑を増やし、希少な野生生物や植物を守りましょう。</li> </ul>
◎ 変 え る	<ul style="list-style-type: none"> <li>スマートメーターなどの活用によるエネルギーの見える化や、自然エネルギーの利用を進めましょう。</li> <li>無駄なアイドリングをやめ、時間と心に余裕を持ったエコドライブを心がけましょう。</li> <li>電気自動車など次世代自動車の利用を進めましょう。</li> <li>徒歩や自転車、公共交通機関を積極的に利用しましょう。</li> </ul>
◎ 学 ぶ	<ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化など環境問題について高い関心を持ち、常に学び続けましょう。</li> <li>日本に培われた「もったいないの心」を受け継ぎましょう。</li> <li>清掃活動などの地域社会のエコ活動に参加し、美しい環境を保ちましょう。</li> <li>徳島の美しく豊かな自然環境に誇りを持ち、未来へ守り伝えていきましょう。</li> </ul>

## キッズバージョン

き	きれいなとくしまの海や山，川で楽しく遊び，みんなで守っていこう。
み	水は大切に使おう。
も	ものはさいごまで大切に使おう。
さん	さまざまな花や木，動物は心をこめて育てよう。
か	かんしゃの気持ちをもって，ごはんや給食はのこさず食べよう。
し	しぜんにやさしいことを学び，友だちや家族に教えてあげよう。
て	電気はこまめに消そう。



## 第2節 環境保全施策の総合的・計画的推進

### 1 徳島県環境基本条例

#### (1)概略

都市・生活型環境問題、化学物質問題、地球環境問題など、今日の複雑で多様化した環境問題は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動がもたらすものであり、私たちの日常生活や通常の事業活動が原因となっています。

このため、従来からの法令等による規制や行政主導型の施策では、十分に対応することが困難となっており、その解決には、社会経済活動全体を環境への負荷が少ないものに転換していくという視点に立ち、問題の性質に応じて、多様な手法を組み合わせ、総合的に進めていくことが必要となっています。

また、行政のみでなく、事業者や県民の皆様など、すべての者が、それぞれの役割に応じて、自らの日常生活や通常の事業活動を見直し、自主的かつ積極的に、環境の保全さらには創造に取り組むことが求められています。

国では、こうしたことに対処するため、地球環境時代の環境施策の新しい基本理念や政策手法を示した環境基本法が制定され、また、これを受けた環境基本計画が策定されています。

一方、本県でも、すべての者の主体的な参画を図り、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的方向付けをする徳島県環境基本条例を平成11年3月に制定しました。

この条例は、環境保全について、①基本理念、②県、市町村、事業者、県民の責務、③施策の基本となる事項を定めたものであり、

- (1) 人と自然との共生
- (2) 持続的発展が可能な社会の構築
- (3) 地球環境保全に向けた地域の取組み

の3つを基本理念として掲げています。

また、これらの基本理念にのっとり、県は基本的・総合的な環境施策の策定・実施、市町村は自然的社会的条件に応じた環境施策の策定・実施、事業者や県民は事業活動や日常生活において環境の保全に努めることなどを定めています。

さらに、こうした基本的な考え方の下で、従来から行ってきた規制的手法に加え、環境保全や創造に関する多様な施策を条例に位置付け、積極的に推進することとしています。

#### (2)環境基本条例の体系

環境基本条例は、

- 1 条例の目的
  - 2 健全で恵み豊かな環境の保全及び創造のための基本理念
  - 3 行政・事業者・県民の各主体の責務
- を明らかにするとともに、
- 4 環境の保全・創造施策を総合的・計画的に推進するための環境基本計画
  - 5 環境の保全・創造のための主要な施策
  - 6 地球環境保全・国際協力の推進
  - 7 施策の推進体制の整備など
- について定めています。

前文（人と自然とが共生する住みやすい徳島づくり）

## 第1章 総則

第1条 目的（現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することなど）

第2条 定義

### 第3条 基本理念

- (1) 人と自然との共生
- (2) 持続的発展が可能な社会の構築
- (3) 地球環境保全に向けた地域の取り組み

県の責務

第4条

市町村の責務

第5条

事業者の責務

第6条

県民の責務

第7条

年次報告

第8条 環境の状況等の公表

## 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

### 第1節 施策の策定等に係る指針（基本方針）

第9条 施策の策定等に係る指針

- (1) 良好な環境の保持
- (2) 生物多様性確保・多様な自然環境の保全
- (3) 潤いと安らぎのある環境の保全・創造等

### 第2節 環境基本計画

第10条 環境基本計画

### 第3節 環境の保全及び創造のための施策等

第11条 施策の策定等に当たっての配慮

第13条 規制等の措置

第15条 施設の整備等の推進

第17条 森林及び緑地の保全等

第19条 資源の循環的な利用等の促進等

第21条 環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興等

第23条 情報の提供

第25条 監視等の体制の整備

第12条 環境影響評価の推進

第14条 誘導の措置

第16条 水環境の保全等

第18条 良好な景観の形成等

第20条 事業者が行う環境管理の促進等

第22条 県民等の自発的な活動の促進等

第24条 調査及び研究開発の実施等

第26条 県民等の意見の反映

### 第4節 地球環境の保全及び国際協力

第27条 地球環境の保全

第28条 国際協力

### 第5節 推進体制等の整備等

第29条 推進体制等の整備

第30条 国及び他の地方公共団体との協力

第31条 財政上の措置

## 2 徳島県環境基本計画

平成16年3月の徳島県環境基本計画策定以降に発生した、環境を取り巻く新しい課題に適切に対応し、また東日本大震災から得られた教訓を活かし、さらには、国際社会の動きも見定めつつ、平成25年12月に将来における環境の保全・創造に向けて、私たちがなすべき方向性と施策について、「第2次徳島県環境基本計画」を策定しました。なお、計画期間は、21世紀の第1四半期（2025年頃）を長期的に展望しつつ、平成26（2014）年度から平成30（2018）年度までの5年間としています。



(1) 第2次計画の概要


計画期間は、21世紀の第1四半期(2025年頃)を長期的に展望しつつ、平成26(2014)年度から平成30(2018)年度までの5年間としています。

5年間の取組の基本コンセプトとして、「徳島からの環境イノベーション」を掲げ、

1. 「保全」と「イノベーション」
2. 「環境バリア(障壁)」の解消
3. 「とくしまの環境」のブランド化
4. 「環境人材」の育成と活用

の4つの方針を設定するとともに、各分野別計画の目標もとりまとめて「総合的な進捗管理」を行うこととしています。


また、「1. ライフスタイルの転換による『スマート社会とくしま』を構築」をはじめ、6つの目標の達成に向けた取組を推進するため、「1 スマート社会とくしま」をはじめ、7つの柱を設定し、47の重点取組をはじめとした取組を展開していくものであります。



### 基本コンセプト 「徳島からの環境イノベーション」

1. 「保全」と「イノベーション」
2. 「環境バリア(障壁)」の解消
3. 「とくしまの環境」のブランド化
4. 「環境人材」の育成と活用

※総合的な進捗管理



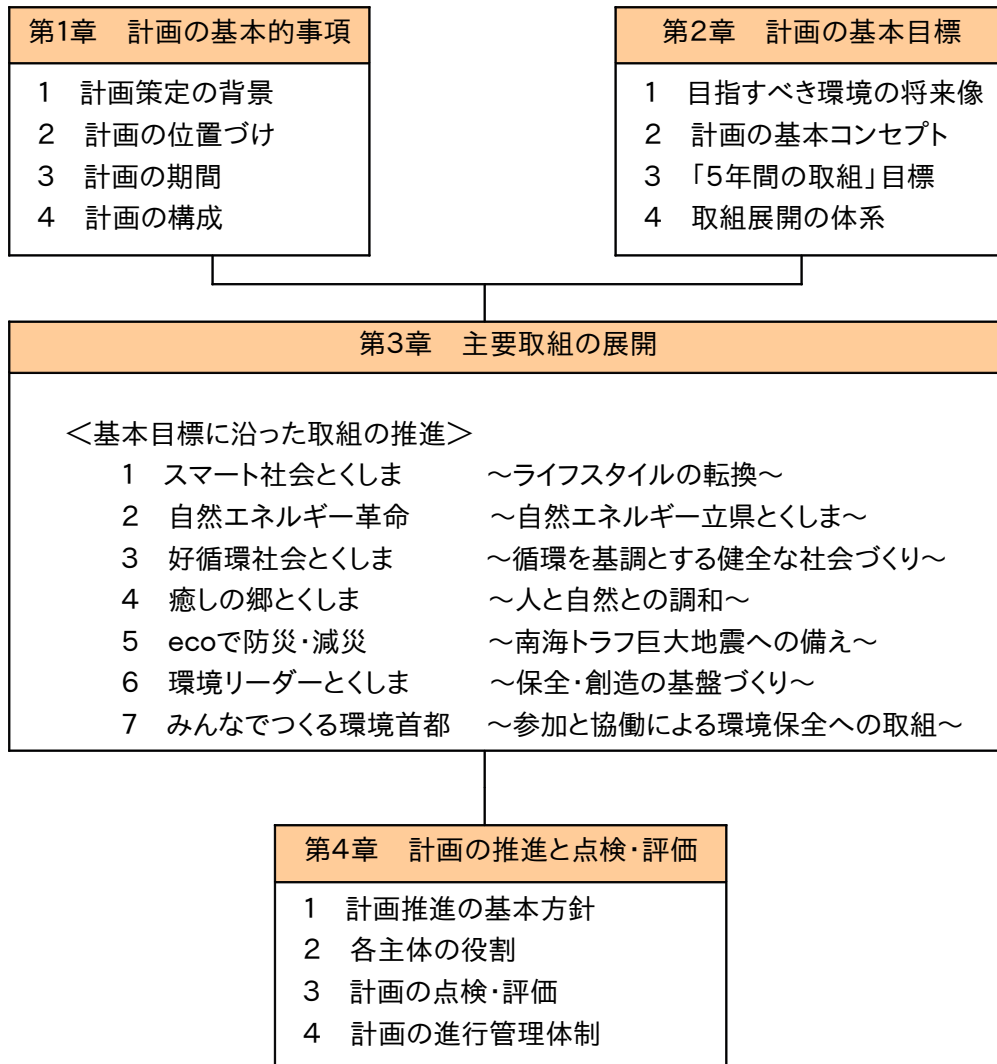
<取組展開の体系>

将来像	「5年間の取組」目標	7つの柱	25の分野
豊かな環境を「郷土の宝」として継承するとともに 新たな価値を創造	目標-1 ライフスタイルの転換による「スマート社会とくしま」を構築	1 スマート社会とくしま	1-1 地球温暖化の防止 1-2 環境と経済の両立に向けた取組 1-3 オゾン層の保護 1-4 酸性雨対策の推進
	目標-2 あらゆる場面での「自然エネルギーの導入と活用」を促進	2 自然エネルギー革命	2-1 自然エネルギー導入の推進 2-2 自然エネルギー関連産業の創出と振興
	目標-3 「循環を基調とする健全な社会」を構築	3 好循環社会とくしま	3-1 大気環境の保全 3-2 水資源の保全 3-3 土壌環境・地盤環境の保全 3-4 騒音・振動・悪臭等の防止 3-5 化学物質による環境汚染の防止 3-6 資源の循環利用と廃棄物の適正処理
	目標-4 「多様な自然環境」とふれあいの創造	4 癒しの郷とくしま	4-1 多様な自然環境の保全とふれあいの創造 4-2 癒しの郷とくしまの創造
	目標-5 「南海トラフ巨大地震を迎え撃つ」環境対策を強化	5 ecoで防災・減災	5-1 自然エネルギーを活用した防災・減災対策の推進 5-2 環境モニタリング体制の整備による環境被害対策の推進 5-3 災害廃棄物対策の推進
	目標-6 「人が主役」の環境保全・創造	6 環境リーダーとくしま	6-1 関西広域連合などの広域的な環境保全対策 6-2 開発における環境配慮の実施 6-3 規制的・経済的手法の活用 6-4 環境情報の提供と基盤整備 6-5 調査・研究体制の充実
	7 みんなでつくる環境首都	7-1 環境教育・環境学習の充実 7-2 自主的な環境保全行動の促進 7-3 新たな仕組みづくりによる参加と協働の推進	

5

(2) 第2次計画の構成

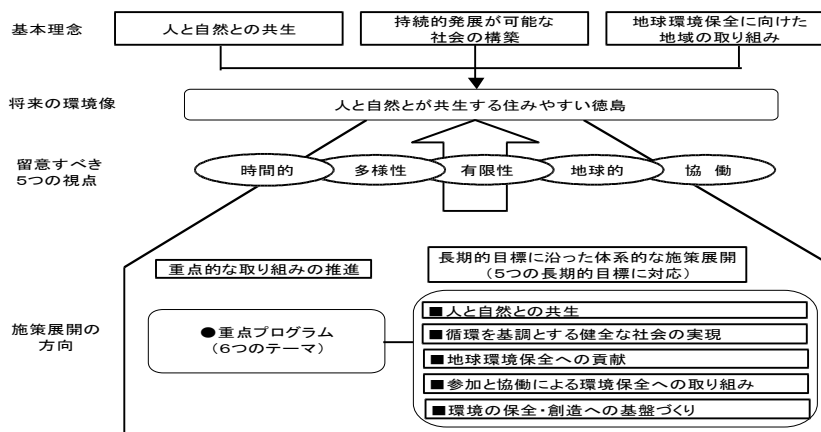
本計画の全体的な構成は次のとおりです。



(参考) 第1次計画の概要

徳島県の目指すべき将来の環境像として「人と自然とが共生する住みやすい徳島」を掲げ、その実現のため、5つの長期的目標を示し、そのもとで県が取り組むべき環境の保全・創造のための重点プログラムと体系的な施策展開の方向性を示していた。

本計画の期間は、21世紀の第1四半期(2025年頃)を長期的に展望しつつ、平成16(2004)年度から平成25(2013)年度までの概ね10年間としていた。



## 計画の達成状況(第1次徳島県環境基本計画)

重点プログラム	設定の目的	主な指標の項目	基準年値 (平成14年度)	現状値 (平成25年度)	目標値		
					平成18年度	平成25年度	
テーマ1 清らかな水環境の保全	家庭などの生活排水対策が進んでいるか総合的に点検します。	汚水処理人口普及率	31.9%	54.1%	41%	64%	
		下水道整備人口	87,654人	131,075人	93,000人	175,000人	
		農・林・漁業集落排水施設整備人口	17,720人	21,481人	23,000人	36,000人	
		合併処理浄化槽整備人口	153,110人	261,340人	217,000人	296,000人	
		浄化槽法定受検率	29.5%	52.4%	36.5%	58.5%	
		命育むふるさとの川創生リーダーの養成	17人 (平成16年度)	66人	50人	—	
	化学物質による汚染のない安全・安心な水が確保されているか点検します。	ダイオキシン類の環境基準達成率(水質・底質・土壌)	100%	100%	環境基準の達成維持		
		エコファーマー認定数(累計)	507人	1,766人	1,000人	2,000人	
	森林などの水かん養機能の維持・向上のための取組を点検します。	水源かん養保安林面積(累計)	69,932ha	79,746ha	73,630ha	79,270ha	
		間伐実施面積(累計)	6,762ha	80,475ha	34,300ha	58,800ha (平成24年度)	
		透水性舗装実施延長(累計)	18.5km	33.6km	23.5km	47.8km (平成24年度末)	
	環境に配慮した河川整備や水辺環境の保全が図られているか点検します。	自然環境保全箇所数(県管理河川/累計)	5ヶ所	11ヶ所	11ヶ所	14ヶ所	
		多自然型護岸整備延長(河川/累計)	52km	97km	70km	110km	
		多自然型護岸整備延長(砂防/累計)	0.2km	1.6km	0.6km	1.5km	
	テーマ2 廃棄物ゼロとくしまの実現	県民のライフスタイルが変わり、廃棄物の発生抑制が進んでいるか点検します。	一般廃棄物排出量	排出量	314千t (平成15年度)	277千t (平成24年度)	—
一般廃棄物排出量			1日1人当たり排出量	1,041g (平成15年度)	962g (平成24年度)	—	889g (平成22年度)
一般廃棄物リサイクル率(総資源化率)				16.5% (平成15年度)	17.3% (平成24年度)	—	26% (平成22年度)
エコショップ認定件数(累計)				328件 (平成15年度)	458件 (平成25年度)	345件	—
様々なリサイクルの取組が進んでいるか点検します。		産業廃棄物リサイクル率(再生利用率)		55% (平成15年度)	47.2% (平成20年度)	—	59% (平成22年度)
		建設廃棄物リサイクル率		84% (平成14年度)	97% (平成24年度)	88% (平成17年度末)	91% (平成22年度末)

重点プログラム	設定の目的	主な指標の項目	基準年値 (平成14年度)	現状値 (平成25年度)	目標値		
					平成18年度 (平成17年度末)	平成25年度 (平成22年度末)	
		建設発生土リサイクル率	72% (平成14年度)	88% (平成24年度)	75% (平成17年度末)	90% (平成22年度末)	
		農業生産資材廃棄物(廃プラ)回収率	78% (平成15年度)	94%	80%	90% (平成24年度)	
		家畜排せつ物堆肥化率	74% (平成15年度)	94%	94%	100% (平成24年度)	
		循環資源交換情報システム登録件数	188件 (平成15年度)	129件	250件	—	
		グリーン調達方針策定市町村数	2団体 (平成15年度)	1団体	全市町村	全市町村	
	廃棄物の適正な処理が進んでいるか点検します。	一般廃棄物最終処分量	56千t (平成15年度)	34千t (平成24年度)	—	33千t (平成22年度)	
		産業廃棄物最終処分量	168千t (平成15年度)	132千t (平成20年度)	—	100千t (平成22年度)	
		ごみ処理広域化施設整備数	— (平成15年度)	1ヶ所	1ヶ所	—	
		不法投棄監視ボランティア推進員の登録者数	— (平成15年度)	377人	360人	—	
	テーマ3 一人ひとりが取り組むストップ温暖化	温室効果ガスの排出量が減少しているか点検します。	温室効果ガス総排出量	6,942千t-CO <sub>2</sub> (平成2年度)	7,552千t-CO <sub>2</sub> (平成23年度)	—	6,248千t-CO <sub>2</sub> (平成22年度)
民生部門における地球温暖化防止対策が進んでいるか点検します。			地球温暖化防止活動推進員活動回数	238回	274回	280回	350回
		車両用LED(発光ダイオード)式信号灯器の整備率	10% (平成15年度)	61.5% (歩行者用は100.0%)	18%	さらに拡大	
		家庭用太陽光発電施設の導入件数(累計)	1,339件	12,558件	1,600件	2,300件	
		新エネルギー導入施設件数(民間・公共施設)(累計)	70件	291件	80件	100件	
自動車や交通面で地球温暖化対策が進んでいるか点検します。		県内での低公害車等導入台数及び導入率(累計)	29,009台 (8.3%)	159,180台 (49.5%) (平成24年3月末)	今後さらに拡大		
二酸化炭素の吸収源対策が進んでいるか点検します。		二酸化炭素吸収量算入対象森林面積	219千ha	221千ha	220千ha	222千ha	
		間伐実施面積(累計)[再掲]	6,762ha	80,475ha	34,300ha	58,800ha (平成24年度)	
		1人当たり都市公園等面積	7.1m <sup>2</sup> /人	9.5m <sup>2</sup> /人	8.1m <sup>2</sup> /人	10.3m <sup>2</sup> /人 (平成22年度末)	
県民・事業者・行政の連携による取組が進んでいるか点検します。		地球環境保全行動計画個別行動計画の策定団体数	47団体 (平成15年度)	46団体	70団体	80団体 (平成22年度)	
テーマ4 豊かな生態系を育む地域づくり		地域本来の自然環境が適切に保全・復元されているか点検します。	県立自然公園計画策定区域数(累計)	— (平成15年度)	3区域	3区域	6区域



重点プログラム	設定の目的	主な指標の項目	基準年値 (平成14年度)	現状値 (平成25年度)	目標値	
					平成18年度	平成25年度
		自然再生事業実施地区数(累計)	— (平成15年度)	1地区	2地区	—
	身近な自然環境の保全・復元・創出が積極的に行われているか点検します。	ビオトープ創出箇所数(累計)	10ヶ所	52ヶ所	30ヶ所	100ヶ所
		自然環境保全箇所数(県管理河川/累計)	5ヶ所	11ヶ所	11ヶ所	14ヶ所
		多自然型護岸整備延長(河川・砂防の合計)	52.2km	98.6km	70.6km	111.5km
		土木環境共生事業完了箇所数(累計)	37ヶ所	54ヶ所	54ヶ所	—
		野生動植物の保護・保全への取組を点検します。	鳥獣保護区箇所数(累計)	54ヶ所	53ヶ所	55ヶ所
テーマ5 地域環境力を高める人・地域づくり	環境学習や環境活動を担う人材の育成が進んでいるか点検します。	「学校版環境ISO」取組校数(累計)	— (平成15年度)	245校	30校	さらに拡大
		環境アドバイザー派遣回数/受講者数(年間)	29回/1,470人	59回/2,494人	35回/1,750人	50回/2,500人
		環境アドバイザー登録者数(累計)	27人	41人	30人	—
		環境カウンセラー登録者数(累計)	21人	30人	30人	50人
	協働による環境活動が盛んになっているか点検します。	アドプトプログラム参加団体数	410団体 (平成15年12月)	842団体	475団体	902団体
		森づくり参加者数	383人	2,450人	1,000人	1,500人
	環境活動の促す基盤が整えられているか点検します。	環境首都とくしま憲章の県民への認知度(※アンケートによる)	— (平成15年度)	73.0%	80%	さらに拡大
	テーマ6 環境と調和した持続可能な農業の振興	環境負荷の少ない農業生産活動が進んでいるか点検します。	エコファーマー認定数(累計)	507人	1,766人	1,000人
農業生産活動における循環資源のリサイクルが進んでいるか点検します。		農業生産資材廃棄物(廃プラ)回収率	78% (平成15年度)	94%	80%	90% (平成24年度)
		家畜排せつ物堆肥化率	74% (平成15年度)	94%	94%	100% (平成24年度)
環境との調和に配慮した農村整備が行われているか点検します。		自然環境調査に基づく事業計画策定地区数(累計)	9地区 (平成15年度)	47地区	27地区	48地区

長期的目標	施策体系	区分	設定の目的	主な指標の項目	基準値 (平成14年度)	現状値 (平成25年度)	目標値	
							平成18年度	平成25年度
I 人と自然との共生	1-1 多様な自然環境の保全とふれあいの創造	総合的	すぐれた自然環境を保全する体制を点検します。	県立自然公園計画策定区域数(累計)	— (平成15年度)	3区域	3区域	6区域
			環境重視の多様な森林づくりが進んでいるか点検します。	森林整備面積間伐及び複層林(累計)	6,824ha	83,437ha	35,010ha	61,000ha (平成24年度)
			様々な生き物の生息・生育の場が保全・創出されているか点検します。	ビオトープ創出箇所数(累計) [再掲]	10ヶ所	52ヶ所	30ヶ所	100ヶ所
			多くの人々が豊かな自然とふれあっているか点検します。	自然公園利用者数(年間)	436万人 (平成13年度)	352万人	445万人	460万人
		個別的	多様な自然環境を保全する取組を点検します。	自然再生事業実施地区数	— (平成15年度)	1地区	2地区	—
				自然環境保全箇所数(県管理河川/累計)	5ヶ所	11ヶ所	11ヶ所	14ヶ所
				土木環境共生事業完了箇所数(累計)	37ヶ所	54ヶ所	54ヶ所	—
			森林の保全が適切に行われているか点検します。	間伐実施面積(累計)	6,762ha	80,475ha	34,300ha	58,800ha (平成24年度)
				複層林誘導面積(累計)	62ha	2,962ha	710ha	2,200ha (平成24年度)
				保安林指定面積	85,272ha	96,124ha	89,950ha	96,950ha
	環境負荷の少ない農業や環境との調和に配慮した農村整備が行われているか点検します。	エコファーマー認定数(累計)	507人	1,766人	1,000人	2,000人		
		自然環境調査に基づく事業計画策定地区数(累計)	9地区 (平成15年度)	47地区	27地区	48地区		
	1-2 潤いのある魅力的な生活空間の保全と創造	総合的	様々な生き物の生息・生育の場が保全・創出されているか点検します。	鳥獣保護区箇所数(累計) [再掲]	54ヶ所	53ヶ所	55ヶ所	—
				ビオトープ創出箇所数(累計) [再掲]	10ヶ所	52ヶ所	30ヶ所	100ヶ所
			多くの人々が豊かな自然とふれあっているか点検します。	自然公園利用者数(年間) [再掲]	436万人 (平成13年度)	352万人	445万人	460万人
				県内グリーン・ツーリズム関係施設宿泊者数	41,000人 (平成13年度)	92,736人	45,000人	47,000人 (平成23年度)
			身近な緑や水辺が創出されているか点検します。	1人当たり都市公園等面積	7.1m <sup>2</sup> /人	9.5m <sup>2</sup> /人	8.1m <sup>2</sup> /人	10.3m <sup>2</sup> /人 (平成22年度末)

長期的目標	施策体系		区分	設定の目的	主な指標の項目	基準値 (平成14年度)	現状値 (平成25年度)	目標値		
		施策体系						平成18年度	平成25年度	
			個別的	身近に緑や水辺とふれあえる場が創出・確保されているか点検します。	多自然型護岸整備延長 (河川・砂防の合計)	52.2km	98.6km	70.6km	111.5km	
					1人当たり都市公園等面積〔再掲〕	7.1m <sup>2</sup> /人	9.5m <sup>2</sup> /人	8.1m <sup>2</sup> /人	10.3m <sup>2</sup> /人 (平成22年度末)	
					公共施設緑化実施箇所数 (累計)	101ヶ所	151ヶ所	130ヶ所	199ヶ所 (平成24年度末)	
					道路(街路)緑化延長(累計)	11.2km	20.7km	拡大を図る		
					森づくり運動拠点整備数 (累計)	6カ所	8ヶ所	8カ所	—	
					多自然型護岸整備延長 (河川/累計)	52km	97km	70km	110km	
					多自然型護岸整備延長 (砂防/累計)	0.2km	1.6km	0.6km	1.5km	
					土木環境共生事業完了箇所数 (累計)	37ヶ所	54ヶ所	54ヶ所	—	
					快適で美しい居住環境が整備されているか点検します。	電線類地中化延長(累計)	5.5km	11.0km	7.0km	—
					歴史的・文化的資源が適切に保全されているか点検します。	四国いやしの道登録距離数(累計)	59.2km	175.8km	110km	—
						文化財指定数(累計)	409件 (H16.1.30現在)	428件	418件	432件
					II 循環を基調とする健全な社会の実現	2-1 大気環境の保全	総合的	清々しいきれいな空気が保たれているか点検します。	大気汚染に関する環境基準達成率※一般環境及び自動車排出ガス	二氧化硫(SO <sub>2</sub> )の濃度
二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )の濃度	100%	100%	100%	環境基準の達成を維持						
浮遊粒子状物質(SPM)の濃度	100% (一般46%)	100%	100%	環境基準の達成を維持						
有害大気汚染物質の環境基準達成率	トリクロロエチレンの濃度	100%	100%	環境基準の達成を維持						
	ベンゼンの濃度	50%	100%	環境基準の達成を維持						
工場等大気汚染物質の排出が減っているか点検します。	主要工場の大気汚染物質排出量	硫酸化物(SO <sub>x</sub> )	121万Nm <sup>3</sup> /年	136万Nm <sup>3</sup> /年					今後さらに抑制	
		窒素酸化物(NO <sub>x</sub> )	413万Nm <sup>3</sup> /年	429万Nm <sup>3</sup> /年					今後さらに抑制	
自動車等大気汚染物質の排出抑制対策が進んでいるか点検します。	県内での低公害車等の導入台数及び導入率(累計)	29,009台(8.3%)	159,180台(49.5%) (平成24年3月末)	今後さらに拡大						
大気汚染の監視体制が適切に整備されているか点検します。	大気測定局地点数		25地点	25地点					現在の体制を維持	
	有害大気汚染物質監視地点数		4地点	4地点					現在の体制を維持(H17からH20まで国が1地点調査)	

長期的目標	施策体系	区分	設定の目的	主な指標の項目	基準値 (平成14年度)	現状値 (平成25年度)	目標値			
							平成18年度	平成25年度		
2-2 水環境の保全	総合的	きれいで安全な水質が保たれているか点検します。	公共用水域の環境基準達成率	河川:生物化学的酸素要求量(BOD)	92%	100%	環境基準の達成			
				海域:化学的酸素要求量(COD)	91%	100%	環境基準の達成			
			地下水の環境基準達成率(健康項目)	95%	100%	環境基準の達成				
		生活排水対策が総合的に進んでいるか点検します。	汚水処理人口普及率	31.9%	54.1%	41%	64%			
			個別の	県内の水質汚濁物質排出量が減少しているか点検します。	瀬戸内海区域(県内)の汚濁負荷量※第5次総量削減計画の削減目標	化学的酸素要求量(COD)	41トン/日(平成16年度)	31トン/日(平成24年度)	36トン/日(平成21年度)	—
					窒素	27トン/日(平成16年度)	18トン/日(平成24年度)	20トン/日(平成21年度)	—	
					りん	2.0トン/日(平成16年度)	1.4トン/日(平成24年度)	1.6トン/日(平成21年度)	—	
			生活排水に対する個々の対策が進んでいるか点検します。	下水道整備人口	87,654人	131,075人	93,000人	175,000人		
				農・林・漁業集落排水施設整備人口	17,720人	21,481人	23,000人	36,000人		
				合併処理浄化槽整備人口	153,110人	261,340人	217,000人	296,000人		
	浄化槽法定受検率	29.5%		52.4%	36.5%	58.5%				
	命育むふるさとの川創生リーダーの養成[再掲]	17人(平成16年度)		66人	50人	—				
	安心できる水質が確保されているか点検します。	貯水槽水道の検査の受検率	16%	16.1%	20%	30%				
		地下水の環境基準達成率(健康項目)[再掲]	95%	100%	環境基準の達成					
	森林などの水源かん養機能が向上しているか点検します。	水源かん養保安林面積(累計)	69,932ha	79,746ha	73,630ha	79,270ha				
		透水性舗装実施延長(累計)	18.5km	33.6km	23.5km	47.8km(平成24年度末)				
	水質汚濁の監視体制が適切に整備されているか点検します。	公共用水域環境基準測定地点数	51地点	51地点	現在の体制を維持					
		2-3 土壌環境・地盤環境の保全	個別の	土壌への負荷を低減する取組が行われているか点検します。	エコファーマー認定数(累計)	507人	1,766人	1,000人	2,000人	
	地盤への負荷を低減する取組が行われているか点検します。				地下水の揚水量(吉野川下流域)	16万m³/日	8.3万m³/日	現状レベルを維持		

長期的目標	施策体系	区分	設定の目的	主な指標の項目	基準値 (平成14年度)	現状値 (平成25年度)	目標値		
							平成18年度	平成25年度	
2-4 騒音・振動・悪臭等の防止	総合的	騒音のない静かな生活環境が保たれているか点検します。	一般環境騒音に関する環境基準達成率	96%	100%	100%	環境基準の達成を維持		
			自動車騒音面的評価区間の達成割合	13%	98.4%	30%	100%		
		自動車の騒音の抑制対策が進んでいるか点検します。	低騒音舗装実施延長(累計)	16.4km	20.9km	-			
	総合的	畜産による悪臭対策が進んでいるか点検します。	畜産経営に起因する悪臭発生苦情件数(年間)	16件 (平成15年度)	14件	8件	0件		
			2-5 化学物質による環境汚染の防止	総合的	化学物質による汚染のない環境が保たれているか点検します。	ダイオキシン類の環境基準達成率(大気・水質・底質・土壌)	100%	100%	環境基準の達成を維持
	個別の	化学物質による環境汚染を防止する取組を点検します。	化学物質自主管理事業所数		287事業所 (平成15年度)	314事業所 (平成25年度)	400	600	
		化学物質の適切な処理が行われているか点検します。	ポリ塩化ビフェニル(PCB)の適正処理実施率		- (平成15年度)	67.7% (平成24年度 高圧トランス、高圧コンデンサ)	-	100% (平成28年度)	
	2-6 資源の循環利用と廃棄物の適正処理	総合的	暮らしや事業活動から発生する廃棄物が抑制されているか点検します。	一般廃棄物排出量	排出量	314千t (平成15年度)	277千t (平成24年度)	-	259千t (平成22年度)
					1日1人当たり排出量	1,041g (平成15年度)	962g (平成24年度)	-	889g (平成22年度)
				産業廃棄物排出量		3,068千t (平成15年度)	2,927千t (平成20年度)	-	3,120千t (平成22年度)
			廃棄物(資源)のリサイクルが進んでいるか点検します。	一般廃棄物リサイクル率(総資源化率)	16.5% (平成15年度)	17.3% (平成24年度)	-	26% (平成22年度)	
				産業廃棄物リサイクル率(再生利用率)	55% (平成15年度)	47.2% (平成20年度)	-	59% (平成22年度)	
廃棄物処理による環境負荷が抑制されているか点検します。			一般廃棄物最終処分量	56千t (平成15年度)	34千t (平成24年度)	-	33千t (平成22年度)		
		産業廃棄物最終処分量	168千t (平成15年度)	132千t (平成20年度)	-	100千t (平成22年度)			
個別の		様々な資源のリサイクルが進んでいるか点検します。	建設廃棄物リサイクル率	84% (平成14年度)	97% (平成24年度)	88% (平成17年度)	91% (平成22年度)		
			建設発生土リサイクル率	72% (平成14年度)	88% (平成24年度)	75% (平成17年度)	90% (平成22年度)		
			農業生産資材廃棄物(廃プラ)回収率	78% (平成15年度)	94%	80%	90% (平成24年度)		
			家畜排せつ物堆肥化率	74% (平成15年度)	94%	94%	100% (平成24年度)		

長期的目標	施策体系		区分	設定の目的	主な指標の項目	基準値	現状値	目標値		
						(平成14年度)	(平成25年度)	平成18年度	平成25年度	
				リサイクルを促進する制度や体制の整備が進んでいるか点検します。	エコショップ認定件数(累計)	328件 (平成15年度)	458件 (平成25年度)	345件	—	
					循環資源交換情報システム登録件数	188件 (平成15年度)	129件	250件	—	
					グリーン調達方針策定市町村数	2団体 (平成15年度)	1団体	全市町村	全市町村	
					廃棄物の適正な処理に向けた体制整備が進んでいるか点検します。	ごみ処理広域化施設整備数	— (平成15年度)	1ヶ所	1ヶ所	—
	2-7 エネルギーの有効利用	個別的			省エネルギーの取組が進んでいるか点検します。	車両用LED(発光ダイオード)式信号灯器の整備率	10% (平成15年度)	61.5% (歩行者用は100.0%)	18%	さらに拡大
					自然(再生)エネルギーの利用が進んでいるか点検します。	家庭用太陽光発電施設の導入件数(累計)	1,339件	12,558件	1,600件	2,300件
					新エネルギー導入施設件数(民間・公共施設)(累計)	70件	291件	80件	100件	
III 地球環境保全への貢献	3-1 地球温暖化の防止	総合的		温室効果ガスの排出量が減少しているか点検します。	温室効果ガス総排出量	6,942千t-CO <sub>2</sub> (平成2年度)	7,552千t-CO <sub>2</sub> (平成23年度)	—	6,248千t-CO <sub>2</sub> (平成22年度)	
				二酸化炭素を吸収する森林が増加しているか点検します。	二酸化炭素吸収量算入対象森林面積	219千ha	221千ha	220千ha	222千ha	
		個別的		事業活動や県民生活において二酸化炭素排出抑制対策が進んでいるか点検します。	地球環境保全行動計画の個別行動計画の策定団体数	47団体 (平成15年度)	46団体	70団体	80団体 (平成22年度)	
					地球温暖化防止実行計画の策定市町村数	48/50団体	22/24団体	全市町村	全市町村	
					地球温暖化防止活動推進員活動回数	238回	274回	280回	350回	
					県内での低公害車等の導入台数及び導入率(累計)	29,009台 (8.3%)	159,180台 (49.5%) (平成24年3月末)	今後さらに拡大		
					二酸化炭素を吸収する森林が増加しているか点検します。	二酸化炭素吸収量算入対象森林面積[再掲]	219千ha	221千ha	220千ha	222千ha
	3-2 オゾン層の保護									
	3-3 酸性雨対策の推進	個別的		酸性雨の監視体制が適切に整備されているか点検します。	酸性雨観測地点数	5地点	3地点	現在の体制を維持		



長期的目標	施策体系		区分	設定の目的	主な指標の項目	基準値 (平成14年度)	現状値 (平成25年度)	目標値	
	施策体系							平成18年度	平成25年度
IV 参加と協働による環境保全への取組	4.1 環境教育・環境学習の充実	総合的	環境学習の機会に多くの県民が参加しているか点検します。	各種環境プログラム参加者数	782人	1,659人	今後さらに拡大		
			県民自ら取り組む環境学習への支援が進んでいるか点検します。	環境アドバイザー派遣回数/受講者数(年間)	29回/1,470人	59回/2,494人	35回/1,750人	50回/2,500人	
			個別的	環境学習を担う人材の育成が進んでいるか点検します。	環境アドバイザー登録者数(累計)	27人	41人	30人	—
				環境カウンセラー登録者数(累計)	21人	30人	30人	50人	
		学校での環境教育や取組が進んでいるか点検します。		「学校版環境ISO」取組校数(累計)	— (平成15年度)	245校	30校	さらに拡大	
			環境教育に関する教員育成人数(累計)	45人	1318人	70人	—		
			環境教育教材作成配布数(年間)	8,000部	9,560部 (校内で保管,共有)	取組を継続	—		
		県民に環境学習の機会や場が提供されているか点検します。	環境学習プログラム提供数	68回	91回	今後さらに拡大			
			こどもエコクラブ登録数(毎年度)	31団体	11団体	40団体	55団体		
		4.2 自主的な環境保全行動の促進	総合的	各主体の自主的な環境保全活動が活発に行われているか点検します。	環境首都とくしま憲章の県民への認知度(※アンケートによる)	— (平成15年度)	73.0%	80%	さらに拡大
	環境NPO登録団体数(NPO法人登録数)				22/64団体 (平成15年度)	119/347団体	今後さらに拡大		
	ISO14001認証取得事業所数(県・市町村を除く)				43事業所 (平成15年3月)	84事業所 (平成26年12月)	今後さらに拡大		
	アドプトプログラム参加団体数				410団体 (平成15年12月)	842団体	475団体	902団体	
	個別的		行政の自主的な環境活動が進んでいるか点検します。	ISO14001認証取得市町村数	1団体	0団体	3団体	8団体	
				地球温暖化防止実行計画策定市町村数	48/50団体	22/24団体	全市町村	全市町村	
			各主体の連携による環境活動が進んでいるか点検します。	森づくり参加者数	383人	2,450人	1,000人	1,500人	